

広島県教育委員会告示第七号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十五条第二項の規定によつて、次のとおり博物館登録原簿から登録を抹消した。

平成二十五年十二月十二日

広島県教育委員会

委員長 大野

徹

一 日本はきもの博物館

登録番号	設置者の名称及び住所	博物館の名称	博物館の所在地	廃止年月日
第七号	財団法人遺芳文化財団 福山市松永町四丁目一六番二七号	日本はきもの博物館	福山市松永町四丁目一六番二七号	平成二五年一月三〇日

二 日本郷土玩具博物館

登録番号	設置者の名称及び住所	博物館の名称	博物館の所在地	廃止年月日
第一五号	財団法人遺芳文化財団 福山市松永町四丁目一六番二七号	日本郷土玩具博物館	福山市松永町四丁目一六番二七号	平成二五年一月三〇日